

委員会提出議案第4号

おたふくかぜワクチンの定期接種化を求める意見書

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和元年9月26日

岩倉市議会議長 梅村 均 殿

提出者 厚生・文教常任委員会  
委員長 大野 慎 治

## おたふくかぜワクチンの定期接種化を求める意見書

日本耳鼻咽喉科学会が全国5,565施設の耳鼻咽喉科を対象にムンプスウイルス（流行性耳下腺炎・おたふくかぜ）による難聴に関する調査では、2015～16年の2年間で300人超がムンプス難聴と診断されていることが明らかとなっている。

ムンプス難聴とは、おたふくかぜの原因であるムンプスウイルスが内耳に感染し、急性発症する難聴であり、難治性のため聴力のほとんどが奪われてしまうことが多い。

予防接種を受ければ防ぐことができるが、現在、我が国においては任意接種となっており、加えて、接種費用が約6千円と高額なことや、ムンプスワクチンについての啓発が不十分であるため、接種率は対象者の3割程にとどまっている。ムンプスワクチンの定期接種化等により、ムンプスウイルスによって難聴で苦しむ人を減らすことが求められている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、おたふくかぜワクチンについての啓発を強化するとともに、副反応についての対策を講じ、早期に定期接種化するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣